

- ②・県税事務所において、管内市町村と共同で不動産を中心に合同公売を実施。
 ・インターネット公売を導入し、幅広く買受人を募ることができるようになったことから、より多くの差押財産をより高価に換価することができるようになった。また、本事業は滞納者へのアナウンス効果もあり、今後も事業の継続実施が必要。

[これまでの実績]

| | |
|---------------|---------------------------|
| 不動産公売回数 | 延べ 28 回 |
| 不動産公売換価収入 | 約 12,253 万円 |
| インターネット公売回数 | 88 回 (R3.3 公売分まで) |
| インターネット公売換価収入 | 約 101,224 万円 (R3.3 公売分まで) |

(2) 事業内容

- ① 地方税法第 48 条の規定による個人住民税の直接徴収事業

個人住民税の徴収困難事案を市町村から引受け、県税事務所職員と市町村職員（派遣職員）が、差押えを中心とした滞納整理を実施。

- ② 差押財産公売促進事業

各県税事務所において管内市町村と共同で不動産等の合同公売を実施。また、年間公売実施計画に基づき、インターネット公売を中心に差押財産を集中的に換価し、税収確保を図る。

(3) 県負担・補助率の考え方

県税収入確保のため県負担

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|-------|------------------------|
| 旅費 | 409 | 滞納処分（差押え）等の出張旅費 |
| 需用費 | 622 | 金融機関預貯金調査手数料、公用車の燃料代等 |
| 役務費 | 1,547 | 電話等通信費、差押財産の保管や鑑定に係る費用 |
| 使用料 | 720 | インターネット公売システムの利用に関する費用 |
| 合計 | 3,298 | |

決定額の考え方

事業評価調書（県単独補助金除く）

| | |
|-------------------------------------|--------|
| <input type="checkbox"/> | 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 継続要求事業 |

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
- ①市町村から個人住民税の徴収困難案件を引受け、県と市町村の職員が共に徴収困難案件を解決することにより、個人県民税の徴収確保を図る。また、市町村職員が県職員と共に徴収事務に携わることで、徴収のノウハウを学び、派遣職員の所属する市町村全体の徴収能力の向上を図る。
- ②不動産合同公売やインターネット公売を実施し、差押えた財産を売却、換価することで徴収確保を図る。また、公売の実施により、県が差押えた財産を公売するという強い姿勢を納税者に広く示し、納税者の納税意識を高める。

（目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名 | 事業開始前 (H16) | R2 年度 実績 | R3 年度 目標 | R4 年度 目標 | 終期目標 (R4) | |
|---------------------|----------------|-------------|-------------|-------------|--------------|---|
| | | | | | 達成率 | |
| ①個人県民税徴収率 (単位：%) | 91.2 | 96.2 | 96.6 | - | - | % |
| ②自動車税徴収率 (単位：%) | 94.4 | 98.8 | 99.0 | - | - | % |

○指標を設定することができない場合の理由

令和4年度指標は、令和3年中に課長会議等で目標を検討し令和3年度中に所長会議で合議を諮り設定する。

（これまでの取組内容と成果）

| | |
|-------|--|
| 令和2年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○取組内容 <ul style="list-style-type: none"> ・市町職員の受入人数等 市町村数：12市町、受入職員数：12人 ・インターネット公売 システム提供法人が定める年間スケジュール全8回の内、5回に出品 ○成果 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度の直接徴収による徴収効果は約1億5千2百万円。 ・インターネット公売は、約1,348千円の徴収効果を上げている。 |
|-------|--|

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

| | |
|--|--|
| <p>・ 事業の必要性 (社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) <small>3 : 増加している 2 : 横ばい 1 : 減少している 0 : ほとんどない</small></p> | |
| <p>(評価) 3</p> | <ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年の税源移譲後、市町村が個人の市町村民税に併せて徴収する個人県民税は県税収入未済額の大きな比率を占めており、県税全体の税収確保にとっても重要。 県で実際に引き受けた案件の直接徴収による効果のほかに、県職員と市町村職員が共に徴収に取り組むことで、県と市町村間の連携強化が図られ、また市町村職員は、差押えや搜索などの徴収のノウハウを、市町村に復帰後、他の職員に伝達することで、市町村全体の徴税能力向上を図ることが出来ている。市町村の徴税能力向上は、個人県民税の税収確保に寄与することになる。 インターネット公売の導入により、幅広く買受人を募ることができるようになったことから、差押財産をより高価に換価することができるようになった。また、滞納者へのアナウンス効果もあり、滞納額縮減が期待される。 |
| <p>・ 事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) <small>3 : 期待以上の成果あり 2 : 期待どおりの成果あり 1 : 期待どおりの成果が得られていない 0 : ほとんど成果が得られていない</small></p> | |
| <p>(評価) 2</p> | <ul style="list-style-type: none"> 個人県民税、自動車税ともに徴収率は上昇している。 県に派遣され、研修を終えた職員が市町村に戻った後、徴収実務の中核を担い、市町村単独で搜索や公売を実施する等の事業効果も現れている。 インターネット公売に付すことで、見積価格より高価に売却、換価できており、事業効果が現れている。 |
| <p>・ 事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか) <small>2 : 上がっている 1 : 横ばい 0 : 下がっている</small></p> | |
| <p>(評価) 2</p> | <ul style="list-style-type: none"> 事業開始当初は、県庁税務課のみで市町の職員を受け入れていたが、平成 26 年度より税務課の個人住民税特別整理担当を廃止し、各県税事務所において管内市町村から職員を受け入れ、県による個人住民税の直接徴収を行っている。 インターネット公売の導入により、会場を設置して公売を実施する必要がなく、少人数で公売を実施することができ、人件費等の節減につながっている。 |

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項

県税収入未済額の大きな割合を占める個人県民税の徴収確保を図るため、県による直接徴収の強化、市町村の徴税能力向上が課題である

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

・ 引き続き実施し、県内市町村職員の派遣を通じて、市町村職員の徴収ノウハウを向上させ、県と市町村が一体となって個人住民税の収入未済額縮減に取り組む。

・ 差し押えた財産を適正に公売（換価）することにより、滞納額が完納になる事案もあることから、今後も引き続き実施し、徴収確保を図る。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課

【〇〇課】

組み合わせて実施する理由や期待する効果 など